

令和7年度

防府市ふるさと創業者応援補助金

募 集 要 領

《募集期間》

令和7年6月23日（月）～ 令和7年7月25日（金）

【必着】

防府市

本募集要領は、クラウドファンディングを活用して市内において魅力的な事業に取り組まれる事業者を応援するため、「防府市ふるさと創業者応援補助金」の交付を受けようとする創業者からの事業提案を募集するにあたり必要な事項を定めるものです。応募希望者は、本募集要領を熟読のうえ、ご応募ください。

1. 事業の目的

ふるさと納税型クラウドファンディングを活用して調達した資金により、市内で創業又は新事業展開を行う中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定するもの）を支援することで、本市の活力創出や経済の活性化を図ります。

2. 対象者

- （１）防府市内に本店もしくは主たる事業所等を設け創業しようとする者
- （２）防府市内に主な事業所を有する中小企業者で、創業もしくは事業開始後 5 年を経過していない者
- （３）その他市長が特に認める者

※次の各号に該当する場合は対象者となりません。

- （ア）市税を滞納しているとき
- （イ）防府市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）第 2 条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者
- （ウ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を営む又は営もうとする者
- （エ）同一のテーマ・内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金を受けているとき
- （オ）法令違反、公序良俗に反する活動等をしているとき

3. 対象事業の要件

- （１）本市において新商品又は新サービスの企画、開発を行う事業
- （２）市内外の人々から広く共感を得られる事業であること。また、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、寄附者に対して定期的な事業報告を行うほか、事業に継続して関心を持って貰うための工夫をすること
- （３）クラウドファンディングにおいて集める寄附金が設定した目標額に達しない場合でも、自己資金・金融機関からの融資等により資金調達を行い、計画どおりの事業を実施すること
- （４）3 年以上継続して行う事業であること
- （５）防府商工会議所の経営指導を受けていること

※防府市中小企業サポートセンターに事前相談を行ってください。

- （６）審査会で認められた事業であること

※応募された事業計画等の提出された書類を基に、審査委員会で全件書類審査を行います。

※審査の結果は、通知書により申込者全員へ通知いたします。

※防府市ふるさと起業家支援補助金との併用はできません。

《こんな中小企業者さんにおすすめです》

- ・全国の人の応援や共感を得て、ファンを獲得したい。
- ・ふるさと納税を活用して、全国の人から支援してもらいたい。
- ・新たな資金調達としてクラウドファンディングに取り組んでみたい。

《メリット》

- ・ふるさと納税制度を活用することで、少ない負担で寄附いただけるため、より多くの寄附が期待できます。
- ・クラウドファンディングサイトで全国に発信し、全国から応援や共感を集めることで、新たなファンの獲得やブランド力の向上に繋がります。

4. 補助対象期間

認定日から令和8年3月13日まで

5. 補助額等

補助額は補助対象経費の2/3 上限 200万円

※クラウドファンディング制度により寄附を受けた総額をそのまま補助額として補助します。

※クラウドファンディングを運営する事業者へのサイト掲載費用やクレジットカード支払いに係る決済のために要する費用はかかりません。

※目標額の設定は、事業認定後、クラウドファンディング事業者及び市と協議の上、最適な目標額を設定します。

(注意)

- ・クラウドファンディングで募集する金額の上限は、最大200万円です。
- ・ふるさと納税制度を活用した寄附になりますので、寄附を受ける主体は、市となります。従って、補助金交付予定額に対し、最終的に事業者へ交付する補助金の額が下回った場合、もしくは、クラウドファンディングにおいて上限200万円以上の寄附があった場合には、差額は市の歳入となります。

6. 事業規模のイメージ

クラウドファンディングで調達する資金(②)は補助対象経費の2/3以下とします。ただし、クラウドファンディングで調達する資金(②)が目標設定金額を下回った場合、不足分については事業者の自己資金により賄うこととなります。

イメージ

総事業費 320 万円（うち補助対象経費 300 万円）の事業の場合

<内訳>

- ① 事業者負担 ②を除いた残りの額
② クラウドファンディングで調達する資金 200万円以下

補助対象外	補助対象経費	
①事業者負担 20万	①事業者負担 100万円	②クラウドファンディング 200万円以下

※やむを得ず、当初より事業計画、収支予算を変更（軽微な変更を除く）する場合は、変更申請書を提出し、市長の承認を得た場合に限り認めます。

7. クラウドファンディング

クラウドファンディングサイトの「KAICA」を活用して、令和7年11月～12月の期間に資金調達を行う予定です。

※募集期間については、認定事業者と相談して決定します。

8. 補助対象経費

補助の対象となる経費は事業の立上げに必要な初期投資費用とし、次の経費とします。
また、補助対象事業期間内において着手し、完了（支払いまでを含む）した経費のうち、次に該当するものを対象とします。

※消費税及び地方消費税は除く

対象経費の区分	内容
1. 設備費	
施設整備費	建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る費用（用地取得費を除く。）
機械装置費	機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る費用（車両購入費は対象になりません。）
備品費	備品の購入及びリース・レンタルに係る費用（汎用性が高く、使用目的が事業の遂行に必要なものと特定できないものに係る経費を除く。）

2. 事業費	
報償費	円滑に事業を遂行するため専門家等に助言を求めるために要する費用
旅費	専門家等の旅費、展示会出展等の旅費（公共交通機関に限る。）
消耗品費	事業遂行に必要な消耗品の購入のために支払われる経費
手数料	開業等に伴い司法書士・行政書士等に支払う書類作成経費（登録免許税、定款認証料及び印紙代を除く。）又は特許権等（実用新案、意匠及び商標を含む。）の取得に要する弁理士費用（出願手数料等は除く。）
広報費	広報宣伝費、パンフレット等の印刷費、展示会への出店費用など事業の広報に要する経費
事務所等借入費	事務所等の事業初年度における賃貸料（申請者が所有する物件及び住居部分に係る費用並びに敷金、礼金、保証金、仲介手数料及び保険料を除く。）
原材料費	試供品又はサンプル品製作に係る委託費用及び原材料費
外部委託費	事業遂行に必要な業務の一部についての第三者委託（委任）に要する経費（マーケティング等の市場調査の経費を含む。）
その他	市長が特に必要と認めるもの

9. 応募方法

応募希望者は、次に掲げる書類を郵送で提出してください。

※必ず防府市中小企業サポートセンターで事前相談を行い、事業計画・収支計画を練ったうえで提出してください。

- （１）防府市ふるさと創業者応援補助金事業認定申請書（様式第１号）
- （２）事業計画書（様式第１号の２）
- （３）収支計画書（様式第１号の３）
- （４）市税の納税証明書（滞納のないことの証明書）

※ 市民課窓口、課税課窓口または各出張所で取得できます。

※ 納税後２週間以内に証明書を申請する場合、納付したことを確認できる書類が必要になります。窓口にお越しの際は、納付時の領収書等（領収日付印のあるもの）又は口座引落とし済の通帳のコピーをお持ちください。

※法人の場合は、申請書に法人代表者印が必要です。

- （５）許認可が必要な業種については許認可を証する書類（すでに取得している場合）
- （６）個人の場合：開業届の写し、直近の確定申告書の写し

※開業前など提出が不可能な場合は除く

法人の場合：履歴事項全部証明書、定款、直近の決算書の写し

※会社設立前など提出が不可能な場合は除く。

提出期間：令和7年6月23日（月）～7月25日（金）【必着】

提出場所：〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市商工振興課（防府市役所本館5階）

TEL 0835-25-2147

10. スケジュール（令和7年度の予定）

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| ① 事前相談 | 事前に防府商工会議所又は防府市中小企業サポートセンターへ相談 |
| ② 応募期間 | 6月23日（月）～7月25日（金）【必着】 |
| ③ 審査会（書類審査） | 8月上旬 |
| ④ 認定通知／事業開始 | 8月下旬／認定日～※3月13日（金）まで |
| ⑤ 募集サイト掲載準備 | 9月中旬～10月下旬 |
| ⑥ クラウドファンディング | 11月1日（募集サイト準備でき次第）～12月末 |
| ⑦ 交付決定 | R8.1月中旬 |
| ⑧ 事業実績報告 | 事業完了日から30日以内もしくは3月13日（金）のいずれか早い日まで |
| ⑩ 補助金交付 | 補助金交付確定通知受領後、請求書の申請日から30日以内 |

※事業認定後において、応募要件等に抵触又は記載内容に虚偽があった場合は、その認定を取り消す場合がありますのでご注意ください。